

## 査読研究ノート

## グローバル・エコノミーの一重要側面 ——タックス・ヘイヴンと国際取引——

中村 雅秀

### 要旨

世界経済のグローバリゼーションが進展する中で、「IT化（無体資産化）、金融化、サービス化に牽引されたボーダレス化と租税国家の危機」はそのもっとも際立った今日の特徴のひとつとなっている。本稿の目的は、こうした世界経済変容の主要なアクターとしての多国籍企業によるタックス・ヘイヴン（TH）を利用した国際取引の実態、とりわけ無体資産取引、金融取引、サービス取引に関わるそれを析出し、もって爾後の研究の進展に資することにある。

本稿で検討する3つのケースに共通する事実は、ソース・ルールの国際的相違とタックス・ヘイヴン取引を利用した膨大な租税回避である。第1のケースでは、Google社は、商標権のアイルランド子会社法人等へのライセンスと複雑なTH取引によって莫大な（3.1億ドル）租税回避を実現した。第2のケースではオープンシャはオランダ子会社法人等の資本取引を通して莫大な含み利益の実現（107億円）と租税回避を実現した。第3のアメリカン・ホスピタル社はケイマン諸島の子会社法人等の海外サービス取引を通して莫大な（178万ドル）租税回避を実現した。

各ケースにおけるもっとも重要な理論的問題はそれぞれ「所得の帰属（第1のケース）」、「所有の希薄化（第2のケース）」、「無体資産の価値評価と提供者（第2のケース）」であり、いずれもがTHを通じた取引によって生じたことである。ここでは多国籍企業の「無国籍企業化」、「逆マネーロンダリング」の経済学的意味が問われなければならない。

### キーワード

タックス・ヘイヴン、組織、居住地、事業目的、所得源泉、金融取引、サービス取引、無体資産取引

### はじめに－問題の所在－

経済活動の国際化、とりわけグローバリゼーションの第2段階といわれる90年代以後の世界経済の変容は著しい。その最大の特徴は、「IT化（無体資産化）、金融化、サービス化に牽引されたボーダレス化と租税国家の危機」に表れている。それは世界的な景気後退にともなう

---

\* 執筆者：中村雅秀  
所属/職位：立命館大学名誉教授  
E-mail：higemasa-n@emobile.ne.jp

一時的現象ではない。とりわけこうした経済行為の変容の中で国際取引にかかわるいわゆるタックス・ヘイヴンを利用した「所得と税の空洞化」の進展に表れるとともに、計算可能性が高度に発達した社会においてこれに対抗する著しい不確実性の拡大を意味する。同時に、有体資産取引のみならずとりわけ無体資産取引、金融取引、サービス取引に関してはタックス・ヘイヴンを通過することで従来国民経済計算に入っていた経済的営為の果実がそこから逃亡する結果となり(いわば逆マネーロンダリング)、これを補足すべき租税国家の権能が著しく挑戦を受けているのである(いわゆる「国家の退場」)。さらには、このことから欧米型近代国民国家、アジア型国家官僚制国家など各国・各地域の国家社会のあり様、一言でいえば近代的租税制度の有無にかかわらず租税国家の異質性とその対抗、とりわけ租税に関しては法律主義国家(=デ・ジュール・スタンダード)と実質主義国家(デ・ファクト・スタンダード)の国際的対応の違いが重要な問題となっている。こうした意味で経済学・経営学と法学の融合的発展が求められている。

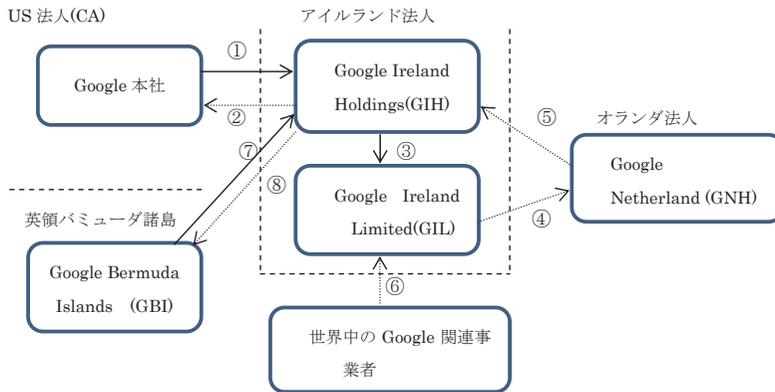
## 第1章 タックス・ヘイヴン (TH) 取引と最近の事例

すでに80年代から問題となり、90年代以後 OECD や先進国首脳会議などを中心にその規制が国際的問題となってきた TH 対策が過日、アメリカ議会がアップル社の大規模租税回避に関する公聴会を開いたことから大きく報道され、問題を巷間に浮上させた。国際的租税回避についてはすでに多くの事例が明らかになっているが、その典型例でもあるのでアップル社が開発したビジネス・モデルと言われる同様にアイルランドやオランダなど TH を利用したグーグル社の無体資産取引ケースと、古典的ではあるが同じくオランダの関連事業者を通じた金融取引で株式の含み利益を実現したオウブンシャ・ホールディングスのケース、さらに近年一段とその重要性を増しつつあるサービス取引に関するアメリカン・ホスピタル社ケースを見てみよう。これらは単なる典型事例であり、製造業企業を含み、企業形態をとらないものも含め、資本取引など複雑な組織と形態をいわゆる「企業内」国際取引とタックス・ヘイヴンを利用した無数ともいえるケースがあることを念頭に置かなければならない。

【1. グーグル・ケース】〈図-1〉は、グーグル・グループによる次の取引を示している。

- (1) 事実関係；① US 法人 Google 社はアイルランド法人である持株会社 GIH に商標権のライセンスを付与し、後者は前者にロイヤルティを支払い、②後者はイギリス領バージン諸島にある管理会社 GBI に委託管理され、管理手数料を支払い、③持株会社の子会社で同じくアイルランド法人の GIL にそのライセンスの管理を委託し(サブライセンシング)、④各国の Google 子会社・関連会社がライセンシング手数料を GIL に支払い、⑤ GIL はオランダ法人の持株会社 GNH を通して GIH にライセンシング手数料を支払った。

- (2) この取引における米国租税法及び租税条約上の取扱は、① GIH は管理支配地がバミューダにあり非居住法人としてアイルランド法人税は両国で非課税、②オランダ国内法と両国の租税条約によりオランダでは持株会社の国外源泉ロイヤルティ所得は非課税、③同様にバミューダ諸島も非課税。
- (3) この取引の経済的結果は、①海外収益に対する租税負担は2.4% で31億ドルの租税回避を実現し（12年会計年度アップル社の場合には740億ドルの海外所得に対し税負担は2%、アマゾン・ドットコムの子会社イギリス法人は所得65億ドルに対し5.7%）、②2,000人の従業員を抱え海外総売上げの88%を受け取っている GIL に集中されたロイヤルティ収益の99.8%が現実には無人のペーパー・カンパニーである GBI に支払われ巨額の租税回避を実現した、とされている（概要は各種報道記事等による）。

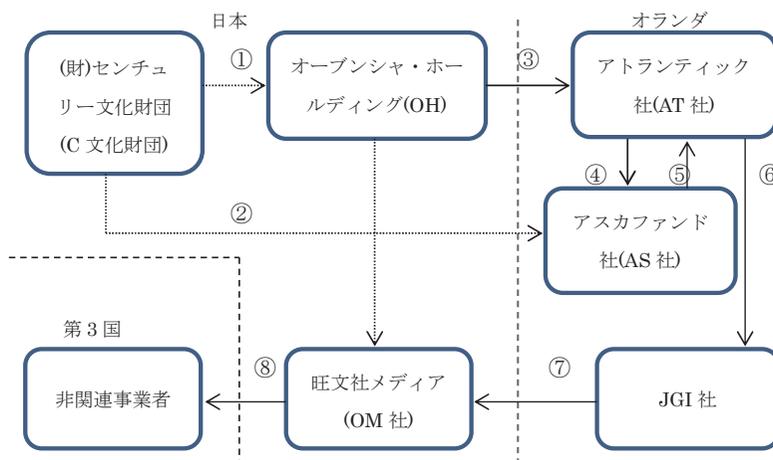


〈図-1〉無体資産関連取引・グーグル・ケース

※実線：ライセンス・サービスの流れ、①ライセンス、③サブライセンス、⑦管理サービス。  
破線：ロイヤルティ&フィーズの流れ、②、④、⑤、⑥ロイヤルティ支払い、⑧サービス対価の支払い。

【2. オープンシャ・ケース】〈図-2〉は、オープンシャ・グループによる TH を利用した含み利益の実現を目的とした資本取引を表している（概要は日本判例<sup>1</sup>他）。

- (1) 事実関係：① OH 社は、C 文化財団を株主とする同族持株会社である。② C 文化財団はオランダに100% 子会社 AS 社を設立した。③ OH 社は現物出資（圧縮記帳、テレビ朝日株他；簿価16.5億円、ただし時価97.9億円）によってオランダにペーパー・カンパニーの100% 子会社 AT 社を設立した。と同時に④ AT 社は AS 社に対し第3者割当増資を行い、AS 社はこれに応じ、OH 社の AT 社株の持ち分は6.25% に減じた。⑤ AT 社は株式を JGI 社に約286億円で売却した。⑥ JGI 社国内の関連者である OM 社に売却、最終的には第3国非関連者に売却した。



〈図-2〉金融資産関連取引・オープンシャ・ケース

※矢印実線：株式の流れ，同破線：出資・資金の流れ。

※役員関係：センチュリー文化財団：理事長甲，評議員乙，OH：代表取締役乙，取締役相談役甲，旺文社メディア：代表取締役甲，監査役乙，アトランティック社：代表取締役甲，代表取締役乙，アスカファンド社：取締役甲，取締役乙，JGI社：取締役甲，取締役乙。

※①49.7%出資，②平成7年2月13日設立，③テレビ朝日株等特定現物出資（平成3年9月4日），④増資割り当て（平成7年2月13日），⑤払込み（平成7年2月15日），⑥，⑦，⑧株式の売却。

出所）村井正編著『国際金融革命と法』第3巻，関西大学法学研究所，平成17年3月。

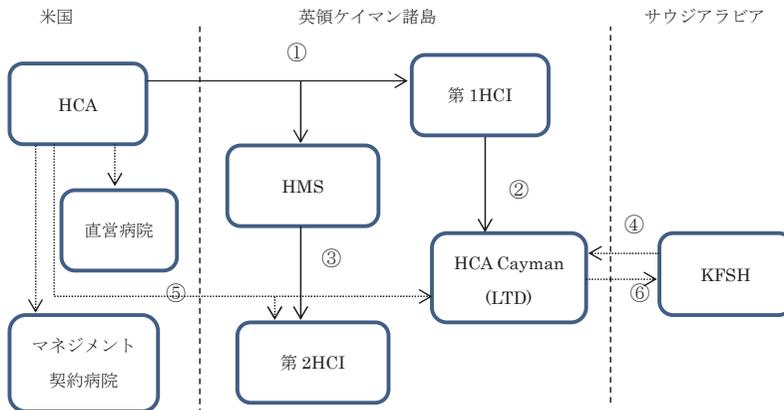
- (2) この取引における日本税法及び租税条約上の取扱いは，①所得税法に定める「無償による資産の譲渡」にあたるとして課税庁はOH社に追徴107億円の更正処分を課し，納税者はこれを不服として訴訟に訴えた（東京地裁納税者勝訴，同高裁課税庁勝訴，後に法改正）。②オランダはキャピタル・ゲイン非課税であり，納税義務は生じない。
- (3) この取引の経済的結果は，①AS社に対する第三者割当増資によって，OH社のAT社に対する持ち分が6.25%に減じ，「所有（形式上の支配）が消滅する」結果となった。②同時に時価の高騰により含み益自体もが増大し，AT社による株式売却により約275億円のキャピタル・ゲインが生じたが，課税は生じなかった。③第3国への株式の最終的売却にかかわらず，THを通過した外-外取引によって租税回避と同時に組織再編（投資国関連者であるOM社への所有の移転）が実現された。

【3. アメリカン・ホスピタル社ケース】〈図-3〉は，アメリカン・ホスピタル社グループによるTHを利用したサービス取引を表している（概要は米国判例<sup>2)</sup>）。

- (1) 事実関係：①HCAは73年当時，海外事業のない大規模医療総合マネジメント事業者で，②72年末，サウジアラビア政府からの総合病院KFSH（ファイサル国王記念病院）の建設・経営の委託契約を受注。これを受け③海外事業を専門とする「傘法人」第1HCIに専らKFSHの建設・運営サービスを提供する子会社LTDを設立，同時に④同様にHMS，第

2 HCI を設立、後者はロンドンを拠点に医師、看護婦等のリクルーティング、医療設備の調達にあたった。⑤ HCA の取締役がそのまま関連会社の取締役となった。⑥ HCA はこの事業にかかわる所得申告をしなかった。

- (2) この取引における米国租税法及び租税条約上の取扱について、課税庁は① HCA からの医療サービスにかかわる無体資産の無償移転は違法で、②ケイマン子会社はいずれも租税回避を目的とした「シャム法人（偽装法人）」であり、③契約の価値をサービスの価値（3,498.6万ドル）とみなして、LTD の純所得（178.7万ドル）全額を HCA の課税所得とした（提供地課税原則）。これにたいし租税裁判所は、①ケイマン子会社の設立には合目的合理性があり合法的課税主体であり、②ケイマン子会社への無償での資産移転には当たらず、③直接 HCA から提供されたとみなされる課税所得の75% が HCA に配賦されるべきものとした。
- (3) この取引の経済的結果は、①企業戦略における TH 利用の合目的性が認められ、②課税庁によってサービスの価値が算定され、③サービスの75% の提供地をアメリカ本国（HCA）としたことであり、④結果として所得の25% が課税を免れた。



〈図-3〉サービス関連取引・アメリカン・ホスピタル社ケース

※実線：出資及びロイヤルティ&フィーズの流れ、①、②、③100%出資、④ロイヤルティ&フィーズ。

破線：⑤、⑥実際のサービス・無体資産の流れ、一部は第1HCI、HMSによるものとみなされた。

※HCA：Hospital Corporation of America

※第1HCI：1973年5月28日払込、73年5月29日 Hospital Corp. International, Ltd. として登記、Hospital Development Co., Ltd. に変更、74年1月24日登記。

※LTD：1973年5月29日設立、73年5月29日 Hospital Corp. of the Middle East, Ltd. として登記、Hospital Corp. and America, Ltd. に変更、73年7月17日登記。

※HMS：Hospital Management Service, Ltd.:1974年1月17日設立、74年1月21日登記。

※第2HCI：1974年1月17日設立、74年1月28日登記。

※KFSH：King Faisal Specialist Hospital, ファイサル国王記念病院。

※HCA（取締役10名）、第1HCI（同6名）、LTD（4名）の役員関係：甲3社すべての社長、乙：第1HCI、LTD各専務取締役、その他2名は3社の取締役、2名は第1HCIとLTDの取締役、第1HCIのみの取締役1名。

## 第2章 タックス・ヘイヴン取引の諸要素

これらの取引において重要な経済的・法制度的要素は、①直接ここに登場する被投資数か国(地域)は直接・間接にいずれもTHであること、②そのいずれもが各国の歴史的現実的事情からナショナル・インタレストを優先した異なった経済的実態と法制度を有するそれであること、③資本は同一でありながら登場する関連事業者は株式会社、持株会社、金融子会社、管理会社などであること、④取引資産がグーグル・ケースでは商標権という無体資産取引きであり、オープンシャ・ケースでは株式などの金融資産取引きであり、HCA社ケースではビジネス・モデルを含むサービス取引きであること、⑤所得種類が通常の営業所得とは別にライセンシングにともなうロイヤルティ所得、キャピタル・ゲインなどの受動的所得、サービスの対価であること、⑥とりわけ無体資産、サービスについてはその価値の算定が問題となること、⑦いずれの場合にもTH取引を通過して現実の所得や資本が増大しているにもかかわらず、「課税対象所得・資本・価値」がいわば「ブラック・ホール＝国民経済計算外」に隠れたり、所有権(支配)が移転もしくは「削減・消滅」したことである。

ましてや2006年、Google本社はGIHとの取引に関しIRS(米国内国歳入庁)とAPA(事前確認)をとり、商標の海外使用权の全額買取りと将来の開発費用の分担を内容とするコスト・シェアリング契約(費用分担契約)に基づいて実質的に極めて低いロイヤルティ料率が承認されているもしくはそれ自体不要としているという。

「足の早い」金融取引がその取引実態や所得源泉地を補足しがたく、サービス取引が提供地＝所得源泉地の確定が困難でかつ要素価格への分解の困難性からその対価の価値の確定が困難で、無体資産は何よりもその価値の確定の困難性のゆえに、居住地規定が曖昧で取引実態に関する守秘性の高いTH取引により適合的である。

また、経済主体とりわけ個人を含む「経済行為を営む組織のハイブリッド化」が問題となる。これらのケースにとどまらず、「支店、子会社、(個人)持ち株会社、パートナーシップ、ノミニー、個人、契約」など国際取引が経由する多様かつハイブリッドな組織とその網の目を法制度的かつ国際的に補足するシステムすなわち社会の計算可能性は依然として経済的実態の補足には程遠いと言わざるを得ない。

「資本」には国籍がなく利益の極大化を求める本性からすれば、「法人格」、「所有」や「居住地」は今日の経済実態からは極めて限られた租税国家の資本の補足行為の法制度的概念でしかない。より一層抽象的実質概念たとえば「支配」、「目的」、「行為」、「関係」、「合意」、「時間」、「場所」などをいかに経済概念としてまた法概念として把握するかが重要な課題となる。その意味ではこうした研究の進展とともに、租税条約や税制のみならず情報交換を含む各種の国際的調整政策の進展が果たす役割は大きい。

### 第3章 租税国家と「無国籍企業」の相克、政策調整

その意味ではこうした「行儀の悪い」取引（「強欲資本主義」）にとどまらず、取引の空間軸のみならず時間軸においても実物資産取引が金融資産や無体資産のそれより先にあれ後にあれ、グローバルイゼーション下の「租税国家」の異質性そのものがTHの「生みの親」なのである。

とりわけ合衆国とイギリスは国際舞台ではTH取引規制の強化を求めながら、自らはオランダ、スイスなどと並び最大級のTHである。両国とも世界大のオフショア金融センターを有しているのみならずイギリスはいわゆるファンド・マネーの世界最大級の基地のひとつとなっているケイマン諸島を、アメリカは世界的規模の大企業に対する優遇法制をもつデラウェア州や石油所得の巨額の滞留基地となっている米領バージン諸島（憲法上は自治領、税法上は外国）などを始め巨大THを内在化している。これらの実態がより経済的・法制度的に、かつ具体的に解明されなければならない。オランダは持株会社の国外源泉所得やキャピタル・ゲインを無税とし、その海外領土であるアンチルス諸島を有し、EU諸国を始め世界的投資基地となり（「オランダ・サンドイッチ」）、またアイルランドは通常の法人税率が12.5%と低税率であるだけでなく従来からシンガポールなどと同様、政府による各種の低金利金融、輸出優遇税制などをともなったいわば「生産企業TH」であることも明記されなければならない。

### 第4章 タックス・ヘイヴン対策に向けた経済・経営学と法学の融合の重要性

国際租税問題の本質は租税国家による「税の争奪戦」と言われる。多国籍企業の成長によるグローバルイゼーションの進展が市場の同質性を拡大するとともに、他方では多様な形での「市場の内部化」、異質性の活用が拡大する。THと世界経済の変容に関して言えば、一方では直接投資におけるTHの役割が、他方では世界の実物資産と金融資産、無体資産の乖離を数量的に把握することが重要である。直接投資と証券投資の区別も現実の「マネー」（＝資本）それ自体を区別しない。「通過型投資基地」、「資金導管基地」としてのTHはその典型である。グローバルイゼーションの進展の中で世界の実物資産と金融資産のギャップは極端に拡大している。

ついでながら、無体資産の取引に関わってはもっとも重要な問題のひとつがその価値評価問題とコスト・シェアリング契約問題がある。前者は将来利益の利率による資本還元によって現在価値を算定する方法が多く見受けられるが、これとて算定基準は必ずしも明確ではない—例えば青色発光ダイオードの開発にかかわる無体資産評価東京地裁判決と高裁での仲裁案におけるその相違など（日亜化学ケース）—。後者は研究開発活動にかかわる移転価格問題として国際的にも極めて重要な焦眉の課題となっている。

サービスの対価に至ってはその価値の算定方式に関する国際的議論が始まったばかりである。映像や音楽を含む「情報サービス」については提供地課税原則が国際基準となっているがPE(恒久的設備)認定問題とも絡んで、ネット・ホストの国際的格差・偏在とりわけアメリカへの集中が極端な中で国際競争力摩擦に関する中心問題のひとつとなっている。今日我が国の税制をめぐって提供地課税原則の見直しが検討されているのも故なしとしない。とりわけ情報サービスのネット取引については、所得課税のみならず消費課税のあり方が焦眉の問題となっている。この意味では、「公平で簡素な消費課税の導入」という国際公約(OECDでの合意)に反し依然として連邦税に消費課税を有さないアメリカはその経済的規模からして世界最大のTHである。

税制をめぐる議論の多くがアメリカン・スタンダードをはじめとして実質主義的移転価格税制に収斂する傾向を示してきたのもこうした「不確実性」の増大を表しており、その不確実性の排除こそ租税法律主義に経済的根拠を与えるものでなければならない。この「不確実性・不透明性の権化」がTHなのである。THを通過する資本の「真の所有者・投資者 *bona fide owner & investor*」は不明であり、時として投資受入れ国自身であることも少なくない。これはTHに限ったことではなく、また今日に限ったことでもなく「花の環取引」とよばれ、公海上での備蓄や所有者の度重なる変化から所得源泉地や「真の所有者」が捕捉し難い石油取引や、リスクの分散と多様な事業形態を通過することによって最終的には「自家保険」を実現するキャプティブ保険取引などでは歴史的に行われてきたことである。

また、実物資産と金融資産の乖離について言えば、そのギャップこそがいわゆる「金融資本主義」といわれ、とりわけ「ギャンブル資本主義」の主役として世界経済の混乱要因となっているその実態の分析が重要である。「税の争奪戦」を背景にしたOECDにおける「有害なる税の競争」リスト諸国における「悪質なTH」＝「強欲マネー」と「正常なTH」＝「健全なマネー」を区別することはできない。不正常・不健全なのは有利な投下場所を失った資金が「マネーゲーム」に走り、これを可能とするTHそのものの存在である。温暖化対策や核廃絶同様、「ナショナル・インタレスト」や「南北間対立」を超えるソース・ルールや所得の国際的再配分を含む異質性の排除に向けた公正で公平な国際的ルールの確立が求められる所以である。とりわけ多様な形態の国際的企業活動の補足こそがその出発点でなければならない。今日的限界からすれば「真の所有者」を追跡するための各種「組織」を網羅し、キャッシュ・フロー会計手法を駆使した国際的実態分析とこれと整合的国際的法制度の融合的研究の進展が望まれる。

(多岐にわたるため参考文献省略、著者の関連著書に『多国籍企業とアメリカ租税政策』岩波書店、2010年、『国際移転価格の経営学』清文社、2006年、『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社、1995年他)

註

- 1 平成14年（行コ）第1号・東京高裁平成16年1月18日判決.
- 2 *Hospital Corporation of America v. Commissioner of Internal Revenue Service*, 1983.

## International Transactions and Tax Havens in the Global Economy

NAKAMURA Masahide

### Abstract

In the Global Economy, ‘Newer Level of “Sovereignty at Bay” led by Global Shift toward “Intangible”, “Finance”, “Service” of International Transaction’ by multinational corporations through Tax Havens (TH), is one of the most important issues. In this article, it should be clarified that three international transaction cases by Google, Ohbunsha and American Hospital should be typical cases of TH- transactions, and could indicate newer issues for economic theories developed through its processes.

In the case of Google Inc., it realized a huge tax evasion of \$3.1 billions through TH subsidiaries and transactions of its trademark, as Ireland and others. In the case of Ohbunsha Holdings, it evaded ¥10.7 billions through TH by increasing capital, as Holland and others. In the case of American Hospital Co., it evaded \$1.8 millions through tax havens with service-transactions as in the Cayman Islands. The common background of these international transactions is just tax evasion through TH-transactions using different tax and other legislative systems, especially source-rule. At the same time, the key-issues are mainly the jurisdiction and residence, as in the Google-case, bona-fide ownership and its dilution, as in the Ohbunsha-case, and valuation of intangible and service, as in the American Hospital-case. Also, these issues are more important in changing aspects to ‘Non-national Corporations of Multinational Corporations’ and ‘Counter-laundering of Monetarism’.

### Keywords

Tax Havens, International Taxation, Multinational Vehicles, Residence, Business Purpose, Income Source, Financial-, Service-& Intangible-Transactions

---

\* Correspondence to: NAKAMURA Masahide  
Professor emeritus, Ritsumeikan University  
E-mail: higemasa-n@emobile.ne.jp